

第 1731 回 (10 月 21 日)

アメリカの農業保険制度

——収入保険制度を中心として——

吉井 邦 恒

アメリカでは、1996 年農業法による不足払い制度の廃止と直接固定支払いの導入、これと相まった作付けの弾力化という政策の変更に伴い、農業者はこれまで以上に農業収入の低下リスクに直面することとなった。

このような収入リスクを管理するための農業者の選択肢の一つとして、収入保険制度が創設され、96 年度から IP、CRC 及び RA の三つのプログラムが実施されている。

1. 収入保険の概要

三つの収入保険プログラムに共通する特徴として、①民間保険会社が販売していること、②連邦政府の保険料補助及び再保険が行われていること、③保証価格には先物価格が活用されていることがあげられる。

各プログラムのその概要をみていくと、IP (Income Protection) では、収穫時価格または収穫単収が低く、収穫時の算定収入額が収入保証額を下回る場合に、下回った分だけ保険金が支払われる。収入保証額及び算定収入額は次のように計算される。

収入保証額＝農家の基準単収

×作付前予測価格×保証割合

算定収入額＝農家の収穫単収×収穫時価格

次に、CRC (Crop Revenue Coverage) では、作付前予測価格と収穫時価格のいずれか高い方に基づき保証が行われる。すなわち、収穫時価格若しくは収穫単収が低くまたは収穫時価格が作付前予測価格よりも高くなり、算定収入額が収入保証額を下回った場合に、下回った分だけ保険金が支払われる。収入保証額及び算定収入額は次のように計算される。

収入保証額＝農家の基準単収

×max [作付前予測価格、収穫時価格]

×保証水準

算定収入額＝農家の収穫単収×収穫時価格

IP 及び CRC とも、97 年度の対象作物は、とうもろこし、大豆、小麦、綿花、グレイン・ソルガムである。

RA (Revenue Assurance) については、基本的な保証の仕組みは IP と同じである。ただし、IP と最も異なる点は、作付前予測価格や収穫時価格に郡ベースの価格を用いていることである。RA は、97 年度及び 98 年度の 2 年間、アイオワ州のとうもろこし及び大豆を対象に実施される。

2. 収入保険の実績

農業保険（作物保険＋収入保険）に占める収入保険の引受割合をみると、作物ごとに差がみられ、とうもろこしや大豆ではかなり浸透している。全体でみても、収入保険は、引受証券数、保証面積で 15%、保険金額で農業保険全体の 20% 程度を占めている。州別にみると、96 年度から実施されている州で浸透している。

3. カナダの GRIP との比較

カナダの GRIP は作物保険部分と収入保護部分を組み合わせた形で目標収入を保証する。一方、アメリカのプログラムの場合は、収量と価格が完全に相殺されるので、収入保険に加入すれば作物保険は必要なく、制度上も両方に加入することはできない。

また、カナダの GRIP では過去 15 年間の平均市場価格に基づき収入を保証するのに対して、アメリカのプログラムでは当該作物年に関する先物価格に基づき収入を保証する。したがって、カナダの GRIP では長期的な収入のトレンドに基づく保証という意味合いが強いのに対して、アメリカのプログラムでは作付時と収穫期の間の収入リスクに対する短期の保証が提供される。